

建築物省エネ法・性能向上計画認定手数料

船橋市・令和6年4月1日現在

- I. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項の規定に基づく
 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請
 ※新築時等の性能向上計画認定（誘導基準）

第1表 性能向上計画認定手数料

対象建築物	認定手数料（第2表参照）
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅の手数料（建築物の床面積に応じて）【A】
一戸建ての住宅と非住宅建築物の複合建築物	一戸建ての住宅の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【A】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
共同住宅等	共同住宅等の手数料（建築物の床面積に応じて）【B】
共同住宅等と非住宅建築物の複合建築物	共同住宅等の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【B】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
非住宅建築物	非住宅部分の手数料（建築物の床面積に応じて）【C】

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をさします。
 ※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定に基づく認定申請（複数建築物）は、建築物ごとにそれぞれの料金を加算します。
 ※共同住宅等の床面積について、共用部分を評価しない計算方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

（単位：円）

第2表 部分ごとの手数料算定表

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事前の技術的審査による「適合証」が添付されている場合 ・適切な「設計住宅性能評価書」の写しが添付されている場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合		
			基準省令第10条第2号イ(1)・ロ(1)又はただし書を含む評価（性能基準・国土交通大臣が認める方法）	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)による評価（仕様基準）	
住宅部分	一戸建ての住宅【A】	200m未満	4,600	33,000	16,000
		200m以上		37,000	18,000
	共同住宅等【B】	300m未満	9,100	66,000	31,000
		300m以上2000m未満	19,000	111,000	55,000
		2000m以上5000m未満	43,000	188,000	100,000
		5000m以上	78,000	270,000	151,000

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事前の技術的審査による「適合証」が添付されている場合 ・適切な「設計住宅性能評価書」の写しが添付されている場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合	
			基準省令第10条第1号イ(1)・ロ(1)又はただし書を含む評価（標準入力法・主要室入力法・国土交通大臣が認める方法【BEST等】）	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)による評価（モデル建物法）
非住宅部分【C】	300m未満	9,100	219,000	84,000
	300m以上1000m未満	15,000	276,000	107,000
	1000m以上2000m未満	25,000	356,000	141,000
	2000m以上5000m未満	77,000	505,000	227,000
	5000m以上10000m未満	122,000	622,000	297,000
	10000m以上25000m未満	154,000	735,000	356,000
	25000m以上	193,000	839,000	418,000

基準省令…建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

- II. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく
 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請

第3表 変更認定手数料

（単位：円）

手数料
第1表に掲げる手数料に、1/2を乗じて得た額

- III. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申し出があった場合
 （認定申請に建築確認申請を併願する場合）

⇒第1表又は第3表の手数料に確認申請手数料の額を加算した金額

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表第3による。